**YLOニュースレター（2025年1月号）**

皆様

明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願いいたします。

　先月は、大阪で、公益法人日弁連法務研究財団の滝井繁男行政争訟奨励賞の授賞式がありました。同賞は、2015年2月28日に逝去された元最高裁判所判事・弁護士滝井繁男先生の遺言に基づき、「滝井繁男行政訴訟等活性化積立資金」を設置し、2019年度から「滝井繁男行政争訟奨励賞」の表彰事業を開始して、行政争訟の活性化の実現のため優れた研究や顕著なる功績を残した方又は団体を表彰しているものです。

　今回は、北海道大学法学部准教授の津田智成先生と優生保護法被害全国弁護団に授与されました。

　旧優生保護法は、1948年に全会一致の議員立法で成立し、1996年に改正されるまで続きました。その間、約2万5000人の方々がご本人の同意なく不妊手術を強制されたものです。1998年に国連の自由権規約委員会から優生手術被害者への謝罪と補償を求めたのですが、日本政府は一貫して「当時は適法で謝罪も補償もしない」と回答し続けました。最高裁が、2024年7月3日に立法行為の違憲性（13条及び14条違反）を認め、また国の除斥期間経過の抗弁には、そのような抗弁をすること自体、信義則に反し、権利の濫用であり許されないと断じました。終戦直後の混乱期の立法であり、欧米でも優生思想による同種立法があったとはいえ、48年間も違憲の法律を放置した責任は重いといえます。法の支配のための最高裁の役割が発揮されたといえます。

　年頭に当たり、「法の支配」の重要性を証明するための好事例であったのでご紹介しました。

**最近の独占禁止法の動向（当事務所で興味を持っているもの）**

〇　**公正取引委員会**は、2024年**12月24日**に、**ＭＣデータプラス社**に対して、同社が提供する労務安全サービスである「**グリーンサイト**」の優位性が低下するリスクを回避するために、ユーザーにグリーンサイトを提供する際に、ユーザーから作業員情報を提供するよう要請を受けた場合に、合理的な理由なく、**ユーザー自らが登録した当該作業員情報を、当該ユーザーが求める形式で当該ユーザーに提供することに応じなかった**として、**排除措置命令（競争者に対する取引妨害）**を発した。

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/241224nijo.html>

○　**公正取引委員会と中小企業庁**は、**適切な価格転嫁を我が国の新たな商慣習としてサプライチェーン全体で定着させていくための取引環境を整備する**観点から、優越的地位の濫用規制の在り方について、**下請法を中心に検討する**ことを目的として、2024年7月以降**「企業取引研究会」**を開催しておりましたが、その研究会における成果である**「企業取引研究会報告書」**がとりまとめられたことに伴い、**2024年12月25日に「企業取引研究会報告書」に対する意見募集を行なっている（募集期限は2025年1月23日）**。

同報告書は、デフレ型商習慣からの脱却の必要性を訴え、**①適正な価格転嫁の環境整備に関する論点（買いたたき規制の在り方）、②下請代金等の支払条件に関する論点、③物流に関する商慣習の問題に関する論点、④執行に係る省庁間の連携の在り方に関する論点、⑤下請法の適用基準に関する論点（下請法逃れへの対応）、⑥「下請」という用語に関する論点、⑦知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点**などについて検討を行なうものである。

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/1225\_kigyotorihiki\_repot.html

〇 **公正取引委員会**は、**2024年12月26日**に、**音楽・放送番組等の分野の実演家**と**芸能事務所**との**取引等に関する実態調査 （クリエイター支援のための取引適正化に向けた実態調査）の報告書**を発表した。同委員会によると、**実演家等が働きやすい環境**を作るためには、取引慣行を是正していくことが不可欠であり、**優越的地位の濫用等を防止し、個人を守ることに力点を置いて**、音楽・放送番組の分野の取引慣行等について実態調査を行うなどとされた。

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/241226\_geinou.html

**独占禁止法以外で当事務所が興味を持っている分野の情報**

〇 **日本経済新聞**によると（**2025年1月6日日刊**）、本年以降にかわる主な法律・ルールは、①**AI・データ関係法（EU AI法、EU データ法）**、②**労働法関係法（育児介護休業法、雇用保険法、高齢者雇用安定法、旅費法等）**、③**民事手続関係法（民事訴訟法）**が主なものであるが、そのほか**情報流通プラットフォーム対処法**のように、これまでの法律（プロバイダ責任制限法等）のように情報関係法のものが多く列挙されている。

当ニュースレターの記事、内容に関するご質問がございましたらご遠慮なくお問い合わせください。

矢吹法律事務所

東京都港区愛宕1丁目3－4愛宕東洋ビル4階

電話 03－5425－6763

Fax 03－3437－3680

電子メール　k.yabuki@yabukilaw.jp

HP  <http://www.yabukilaw.jp>

＃**「草野芳郎ADRセンター」**へのご連絡はこちらにお願いします。**通常のアドホック調停及びウェブ調停を実施**しております。早期の紛争解決をお望みの方は是非ご利用ください。

[草野芳郎ADRセンター](http://www.yabukilaw.jp/adr.html)

〇**草野芳郎弁護士**が、「**新和解技術論～和解は未来を創る**」（信山社）を出版していますが、人気の高い「和解技術論」の改訂版です。当事務所では1割引き（定価2000円税別）で販売しています。社内のコミュニケーションにも大変参考になります。ご興味のある方はYLO（soumu@yabukilaw.jp）までお申し込みください。

（YLO News Letter毎月10日頃発行）